

## 教科書におけるフランス革命論の誤り (6)

——『世界史』実教出版社と

『新世界史』第一学習社の場合——

小林 良 彰

### I 『世界史』実教出版社の場合

- 1 絶対主義の官僚が大商人によって構成されたと書く間違い
- 2 絶対主義の官職について一般論と特殊フランスについて相反する説明をしている
- 3 貴族の反抗を間違っって解釈している
- 4 フイヤン派對ジロンド派の対立の説明に間違いがある
- 5 ジャコバン派の国民公会の政策について事実と反する説明をしている
- 6 ロベスピエール敗北の原因について間違っった説明をしている
- 7 国民公会の保守派がジロンド派か平原派かどちらか計りかねる表現をしている

### II 『新世界史』第一学習社の場合

- 1 古いフランス革命史観の見本
- 2 ジャコバン派の役割を書くに際して気が早すぎる
- 3 フイヤン派對ジロンド派の対立をジロンド派對ジャコバン派の対立に置きかえた誤り
- 4 ジャコバン派が主導権を握りその一年後に実権を握ったという誤り
- 5 ダントンの役割について古い歴史観の誤りを借用している
- 6 封建的土地所有の無償廃止を公安委員会の仕事にする誤り
- 7 ロベスピエール敗北の原因について見当違いの説明をしている
- 8 ジャコバン派没落後どの党派が権力を握ったかについてあいまいにしている

### III 付録 この論文に関係する教科書の原文

## I 『世界史』実教出版社の場合

## 1 絶対主義の官僚が大商人によって構成されたと書く間違い

この教科書では、絶対主義の成立について、大商人の役割をさき<sup>1</sup>に書き、彼らが国王の必要とする資金を調達したり有能な官僚を供給したと書いて、絶対主義の官僚が大商人から出たと思わせるような表現をしている。

「絶対主義の基礎 封建社会の変質にもなって諸侯の権力が衰えたとき、それにかわる国王の権力の伸長を支持したのは都市の大商人などであった。16世紀以降、海外貿易が急速に発展すると、大商人たちは、海外市場をめぐる争いに勝つためにも強力な国家権力のうしろだてを必要とした。かれらは、ますます王権との結びつきを強め、国王の保護をうけるかわりに、国王の必要とする資金を調達したり、有能な官僚を供給したりした。絶対主義の主要な基礎の一つは、これらの大商人や金融業者であった」<sup>2</sup>。

この点については、他の教科書にはみられないようなはっきりとした主張がおこなわれていて、その後の文章にでてくる「領主、貴族」については、彼らの中から官僚がでているとは書いていない。

「他方、諸侯や領主などの貴族たちは、1人ひとりの力ではその領地の支配を維持することができなくなり、農民の反抗をおさえるためにも、集中化された政治権力を必要とするようになった。そこで、貴族たちは、その政治的な支配権を最高の貴族たる国王にゆだね、そのかわりに、貴族としての身分的な特権（免税特権など）や領主としての権利（農民からの年貢

1 『世界史』改訂版、鶴見尚弘、遅塚忠躬、実教出版社、昭和61年。

2 同書 164ページ。

徴収権など)を国王によって保障してもらい、あるいは、宮廷で国王に仕えて利益をあたえられるようになった。したがって、国王は、身分制や領主制を維持するかぎり、貴族たちを服従させてその支持をとりつけることができた。こうして、絶対主義は、大商人層と貴族層とがそれぞれの立場で国王を支持したところになりたっていたのであり、その基礎のうえに、国王は、<sup>3</sup>官僚制と常備軍をととのえて強力な中央集権的統治体制をうちたてた<sup>3</sup>。

この理論は、日本においては大塚史学と呼ばれる学派のフランス革命論にもとづくものであり、この理論を説いた人の中には、高橋幸八郎、中木康夫両氏のように、絶対主義の官僚は大商人から出たと断定した人がいた。著者の一人遅塚忠躬氏が大塚史学の信奉者であり、その学説の借用が、この教科書の理論になっている。

この理論は、大商人の役割を一時代早めて強調するものであり、気の早すぎる理論である。大商人の役割を強調しながら、その後にくる文章で、貴族が領主としての権利を保障してもらいながら宮廷で国王に仕えて、利益を与えられたと書いている。しかし、宮廷以外の場所で官職をもっていたとは書いていない。

そこで、行政、軍事の高級官僚は、大商人の握るところであったと読者はうけとめざるをえない。この理論では、絶対主義は「商人と貴族層」の支持のうえに成り立ったとは書いているが、両者のうち、大商人層に力点がおかれている。この点が他の教科書とちがうところである。違っていても、それが正しいのであれば良いことであるが、間違ったことを書いたのでは話にならない。

具体的な事実を示そう。首相、大臣、元帥、将軍は行政、軍事の官職であり、侍従長、主馬頭、小姓、納戸職などは宮廷の官職である。日本にた

3 同書 164-165ページ。

とえていうと、後者は宮内省の役職であり現在は閑職に位置づけられている。そこで前者に大商人、後者に貴族、領主がついたといわれると、当然大商人に実権が移っていると解釈できる。実際には、そうではなく、前者も後者も宮廷貴族が握っていたのである。いまかりに一人の人物について示そう。リシュリュエ公爵はルイ13世の宰相(首相)となり、その子のリシュリュエ公爵は宮廷において主席侍従官となり、軍隊では元帥となり、行政としてはポルドー総督の地位についた。その子は同じくリシュリュエ公爵でフランス革命の頃、15才で王妃付竜騎兵中尉、つまり将校になり、22才で軽騎兵連隊経理委員幹事(つまり軍隊の行政官)となり、宮廷では主席侍従官になった。そしてリシュリュエ公爵家はポルドー近くの大領地と城をもつ貴族であり、この教科書でいう貴族、領主であり、けっして大商人出身ではなかった。<sup>4</sup>

2 絶対主義の官職について一般論と特殊フランスについて相反する説明をしている。

フランス絶対主義についての文章では、貴族が重要な官職を独占していたと書く。そのためこの教科書では、絶対主義の一般理論と、フランス絶対主義についての文章が矛盾をきたしている。

「第一身分(聖職者)と第二身分(貴族)は、免税などの特権をもつとともに重要な官職を独占し、しかも、その多くは領主として農民から年貢などの貢租を徴収していた」。<sup>5</sup>

この文章では、第一身分と第二身分が重要な官職を独占しているという。大商人は第三身分とあってよいから、彼らは重要な官職からはずされていたと考えられる。そうすると、前節の文章に引用した「大商人が有能な官僚を供給した」という言葉とちがってくる。

4 小林良彰『フランス革命の経済構造』千倉書房、昭和47年、8ページ。

5 『世界史』改訂版、実教出版社、212ページ。

残る方法としては、大商人が貴族身分あるいは高級聖職者になったといわなければならない。事実そう主張した学説が、大塚史学の中にはあった。しかし、そうしたことは、事実としては証明できないのである。ごく一部の商人が貴族の資格を与えられた。しかしそれは貴族の主流になりえなかった。<sup>6</sup>

別な問題ではあるが、第一身分と第二身分が重要な官職を独占していたという説明には間違いがある。他の教科書にもある誤解ではあるが、重要な官職を独占したのは、第一身分の中の高級聖職者（高級僧侶）と、第二身分の中の宮廷貴族であった。補助的なあるいは下働きのような官職を、宮廷貴族以外の貴族と、ときには平民の大商人が手に入れた。これが事実である。

また、「その多くは領主として」という言い方が、もし第一身分にかかってくるとするならば間違いになる。第一身分のうちの高級聖職者（宮廷貴族の二・三男以下と娘）は領主出身であったが、中級以下の聖職者は領地をもたず、また貴族出身者は少なく平民出身者が多かった。第一身分には貴族出身者から平民出身者までが分布していたのである。

### 3 貴族の反抗を間違って解釈している

財政改革と貴族の反抗に関する文章は、いままでみてきた他の教科書とまったく同じ誤りに陥っている。

「そこで、国王ルイ 16 世は、チュルゴーやネッケルを起用して財政改革をくわだてたが、貴族たちは、特権身分への課税をふくむ財政改革案を拒否して、1615年からひらかれていなかった三部会の召集を要求した。こうして、王権に対する貴族の反抗が革命の導火線となった」。<sup>7</sup>

チュルゴー、ネッケルの財政改革にたいして貴族が反対し、三部会の召

6 小林, 前掲書 58-73ページ。

7 『世界史』改訂版, 実教出版社, 212ページ。

集を要求して、貴族の反抗が革命の導火線になったというが、そうではなくて、ネッケルを支持する側の勢力が三部会の召集を要求したのである。

貴族の反抗といっても、それはネッケルの側についていた貴族たちが、第三身分の意見を代表する形で三部会の召集を要求したのである。ネッケルの改革案に反対した宮廷貴族の主流は、三部会の召集には反対であった。

バスチーユ占領の動機については、この教科書は「保守的な貴族に動かされた国王が武力で議会をおさえようとしたので<sup>8</sup>」と書いている。この書き方は、山川出版『世界史』と同じであるが、保守的な貴族とは、ネッケルの財政改革に反対し、三部会の召集に反対してきた宮廷貴族の主流をいう。この点についての説明が足りないから、貴族が三部会の召集を要求しておきながら、今度は「議会」を武力で押える側にまわったかのように受取られ、矛盾する説明のようになってしまう。

#### 4. フイアン派對ジロンド派の対立の説明に間違いがある

立法議会における党派について、この教科書は「保守的なフイアン派と商工業市民を代表するジロンド派とが対立していた<sup>9</sup>」と書く。ジロンド派を中産階級と表現する教科書よりはましであるが、商工業市民をジロンド派にまとめてしまうと、フイアン派には何が残るかということになる。そういう点については、この教科書は何も説明していない。

ただし、前のページに、ミラボーやラファイエットらの「自由主義的な貴族と、上層市民を代表する立憲王政派<sup>10</sup>」という文章があるから、フイアン派はこれであろうと思われる。そうすると「保守的なフイアン派」とは、自由主義的貴族と上層市民ということになるが、「上層市民」と、この教科書のいう「商工業市民」とはどうちがうのかと質問されるだろう。この教科書では、その質問に答えられないはずである。

8 同書 213ページ。

9 同書 214ページ。

10 同書 213ページ。

正確にいうと、フイヤン派にまとまった者は、自由主義的貴族と商工業、金融業の中でとくに旧体制の特権にかかわり合いの深かったグループであり、ジロンド派の側についたのは、特権にかかわり合うことの薄い商工業者、金融業者(銀行家)<sup>11</sup>のグループであった。

5 「ジャコバン派の国民公会の政策について事実と反する説明をしている。

ジロンド派追放以後の国民公会について、この教科書はつぎのように書いている。

「ジャコバン派の支配する国民公会は、それまで残存していた領主の年貢などをすべて無償で廃止するとともに、教会や亡命貴族の所有地を競売に付して市民や農民の所有地をふやし、最高価格法などの経済統制によって民衆の生活の安定をはかり、直接普通選挙などの民主的な内容をもつ新憲法(ジャコバン憲法)を制定した<sup>12</sup>」。

「領主の年貢など」の無償廃止をこの時点にもってきているが、これは前にも述べたように、一年前のジロンド派政権で達成されている。

そのつぎの文章はもっとひどい間違いである。つまり、教会や亡命貴族の所有地を競売に付したというが、これはすでに一年前、ジロンド派政権によって実現された。教会の所有地売却は、もっと前のフイヤン派の政権(国民議会と立法議会の時期)で実施されていた。したがって、この競売は「ジャコバン派」の国民公会の仕事ではない。この点については、簡単なフランス革命の概説書でも間違えることがないのに、この教科書ではゆがめられた書き方になっている。

「市民や農民の所有地をふやし」と書いているところは、意味深長な表

11 小林良彰『フランス革命経済史研究』ミネルヴァ書房、昭和42年、264ページ、『フランス革命の経済構造』千倉書房、昭和47年、277ページ、『フランス革命史入門』三一書房、昭和53年、190ページ。

12 『世界史』改訂版、実教出版社、216ページ。

現であり、他の教科書よりは事実に近い。ただし、この「市民」の中に大商人、銀行家、大工業家などが含まれており、「農民」の中には地主、富農、中農など、すでに革命前から土地をもっていた農民も含まれていることを確認したうえでのことではなければならない。その確認がなければ、読者は「市民」を現代の一般市民と理解し、「農民」については、土地を持たなかった小作農、貧農と理解するかもしれない。そのような理解になると、実態から大きくはずれてしまう。

#### 6 ロベスピエール敗北の原因について間違った説明をしている

ロベスピエール打倒のクーデターについてはつぎのような説明をおこなう。他の教科書とちがって、「エベール派」の名が登場してくる。それだけ詳細な説明になっているが、それはそれで新しい問題を含んでいる。

「さらに、公安委員会を指導するロベスピエールは、革命をあやうくすると思われた左派のエベールや右派のダントンなどをも処刑するにいたった。このような事態をみて、経済統制をさらに有産市民は、革命の進行に強い不安を感じはじめた。そして、戦況の好転によって独裁権力そのものが不必要になったとき、国民公会内のクーデターによってロベスピエールは倒された(1794年7月、共和暦テルミドールの反動)<sup>13</sup>」。

この文章の中で、この両派の処刑が有産市民に不安を感じさせたとき、これがロベスピエール孤立の要因であるかのように書いているが、これは正しい説明ではない。

左派のエベール派は、貧民の支持を背景にして、全商人が敵だと宣言したり、国民公会全体の転覆を口にしたりする過激派であった。そのためエベール派の逮捕、処刑については、国民公会のほぼ全員、公安委員会、保安委員会、財政委員会の全員と、この教科書でいう「有産市民」の大部分は賛成したのである。そのためエベール派粛清は、ロベスピエール孤立の

13 同書 216ページ。



理由にならない。

ダントン派は、恐怖政治の早期解除を要求する議員集団であったが、今日の言葉でいうと、汚職議員、腐敗議員の集団でもあり、現代社会の秩序の中においても疑獄事件に連座するはずのグループであり、それぞれの議員が不正行為を摘発されていた。したがって、ダントン派の処刑についても、有産市民の主流はとくに不安を感じる必要はなかった。

「有産市民」が不安を感じたのは、以前にも説明したように、ロベスピエール派の提案した「ヴァントゥーズ法」の実施にむけた努力である。つまり、土地なき貧民に「反革命容疑者」の財産を無料で与えるという政策であった。

「戦況の好転によって独裁権力そのものが不必要になったとき」と書いているが、これでは、「独裁権力」がロベスピエール個人に単純化されてしまう。そうではなくて、この時点ではロベスピエールは独裁権力を行使していなかった。彼は財政、軍事、食糧、外交、軍需生産などの権限をもっていなかった。彼は孤立したので、公安委員会に長期間欠席した。戦況が好転したので不必要になったものは、「独裁権力」ではなく、貧民に期待を与えたヴァントゥーズ法であった。これの実施をめぐる、ロベスピエール派は孤立し倒された。

7. 国民公会の保守派がジロンド派か平原派かどちらか計りかねる表現をしている

そのあと「勢力を盛りかえた保守派は<sup>14</sup>」と書いて、平原派のことを保守派と表現しているが、もともと「保守化したジロンド派<sup>15</sup>」という言い方で、ジロンド派も保守派と定義している。こうして、ジロンド派も平原派も保守派であるということになり、保守派が二つもあることになってしま

14 同書 217ページ。

15 同書 215ページ。

う。これでは満足のいく説明にはならない。この保守派、平原派について、もうすこし事実に近い説明が必要であろう。

## II 『新世界史』第一学習社の場合

### 1 古いフランス革命史観の見本

この教科書を見ると、ひと昔前<sup>16</sup>（戦前あるいは終戦直後）の教科書または歴史の概説書をみる思いがする。今となつては博物館行きのフランス革命論の見本である。それはまず、フランス革命の進行を、ジロンド派對ジャコバン派の対立抗争で説明しようという態度であり、フィヤン派ですら文章の中にでていないフランス革命史である。

国民議会の段階では、「ミラボー、ラファイエット、立憲王政の支持者」と書いているが、続く文章で、立法議会において有産市民を背景とするジロンド派に、ジャコバン派が対立していたと書くことにより、立法議会の党派が、ジロンド派對ジャコバン派であったと規定する。

「1791年6月、国王一家のバレンヌ逃亡事件がおこり、国王に対する国民の不信感は高まり、共和派が台頭した。この間、立憲王政を認める憲法が制定され、立法議会が召集されたが、有産市民を背景とするジロンド派に対抗して、小市民や農民・労働者を支持層とするジャコバン派は王政廃止を公然と論じた<sup>17</sup>」。

この文章をみると、立憲王政の支持者もまたジロンド派の側に包みこまれて、立法議会における与党となり、それにたいする野党がジャコバン派であつて、小市民、労働者、農民を支持層とし、今日の言葉でいえば、社会主義政党のようなものが、王政廃止を論じていたかのようになる。

16 『新世界史』改訂版、第一学習社、永井滋郎、藤井千之助、昭和61年。

17 同書 164ページ。

この論法でいくと、続く8月10日の事件(1792年チュイルリー宮殿襲撃)の事件では、与党のジロンド派が敗北して、野党のジャコバン派が勝ったことになる。事実、この教科書は、同じページに「やがてジャコバン派が主導権をにぎり<sup>18</sup>」と書いて、すでに国民公会の初期に、「ジャコバン派」が主導権をにぎっていると規定する。

## 2 ジャコバン派の役割を書くに際して気が早すぎる

実際には、この時期には、まだジロンド派が権力を組織していたのである。つぎにジロンド派追放が一年のちの1793年6月に起きるが、この教科書によると、ジロンド派を追放したときの一年も以前に、「ジャコバン派」が主導権をにぎっていたことになる。

そうすると、主導権をにぎっていながら、なおかつ約一年のちに反対派のジロンド派を追放したことになるが、なんのために追放する必要があったのかという疑問がでてくるはずである。自分が主導権をにぎっていて、相手が主導権をにぎっていないのに、なぜ相手を、大衆運動まで動員して追放しなければならないのか、いかにも奇妙な解釈になってくる。

正確にいうと、立法議会の段階では、フィヤン派が与党であり、ジロンド派に相当する集団は、左派として野党であった。両者の間に無党派の中間派があり、その投票の行方次第で、ときどきジロンド派系はフィヤン派に勝っていた。いわゆる「ジャコバン派議員」は、まだ立法議会の段階では大量に進出できなかった。

ただし、正確な意味での「ジャコバンクラブ」は、のちにジロンド派と呼ばれるようになった立法議会の左派議員を支持する院外団体であった。しかし、そのときのジャコバンクラブは、大商人、銀行家を含めた商工業者の上層から、小市民を含めたグループの院外団体であり、農民や労働者を支持者層としてはいなかった。また、この時点のジャコバンクラブは、

18 同書 164ページ。

この教科書でいうような「王政廃止」を唱えてはいなかった。王政廃止を唱えたのは、より左翼的なコルドリエクラブであり、コルドリエクラブは労働者や農民も入会できるほど、入会金を安く設定していた。この時点でのジャコバンクラブは、ルイ16世個人の退位と、オルレアン公爵の摂政を要求して、制度としての王政廃止は唱えていなかった。<sup>19</sup>

こうみてくると、この教科書は、フランス革命の説明に関して、気が早すぎるといわなければならない。事態はもうすこしゆっくりと動き、人々の意識も、事態の進行とともに変化していった。あとになって、変化した思想を歴史家が知り、変化した思想を、1年前あるいは2年前にすでに存在した思想だと考えるのは誤りである。ただし、この誤りはこの教科書の著者の誤りではなく、著者が古いフランス革命史を根拠として教科書を書いたために生じたものである。古いというのは、約40年前、あるいはそれ以前のフランス革命史のことであり、その当時は、このような叙述であり、私達も少年時代、このようなフランス革命史を教えられてきたのである。

### 3. フイアン派對ジロンド派の対立をジロンド派對ジャコバン派の対立に置きかえた誤り

立法議会の時点についての党派を正確にいうと、フイアン派が約260人、左派が約130人でこれはジャコバンクラブに支持され、その指導者の系譜はのちにジロンド派といわれる人物である。両者の中間に無党派が約300人いた。これはフイアン派でもなく左派（のちのジロンド派）でもなく、ましてのちのジャコバン派でもない。<sup>20</sup>

当時はまだ、今日のような政党政治のようなものが確立していたわけでもなく、にわか作りの議員が全国から集まったのであるから、無党派の占

19 拙著『フランス革命の経済構造』282ページ。

20 同書 284ページ。

める役割は大きかった。この事情を無視して、今日の政党政治の常識を当時に適用し、ただ二つの党派に割り切ろうとし、しかも、フイアン派を切りすてて、ジロンド派をフイアン派の地位にもってきたところに、このつぎにおこる事件の解釈がすべて見当ちがいになってしまう原因があった。この書き方は著者の無知がらきたものではない。一世代前の概説書の水準はこのようなものであった。それを教科書に引き与したから、このような文章になったのである。

フイアン派政権とジロンド派政権の政権交代については、中央の無党派の投票が大ききものをいった。しかも、当時議会では欠席者も多く、無党派の議員の出席率によって、どちらかの党派が優勢になるという事情があった。そこで立憲議会の初期には、フイアン派が権力をにぎりながら、1792年3月10日には、この教科書に書いてあるように、「ジロンド派政権」が成立し、ジロンド派政権がオーストリアに宣戦布告をした。

しかし、ジロンド派政権も長続きせず、また6月13日にはフイアン派の政権が回復して、<sup>21</sup>ジロンド派を弾圧しようとした。そうした抗争の中で、8月10日の事件が起きたのである。その結果、フイアン派が最終的に敗北した。これが正確な歴史の説明である。

4 ジャコバン派が主導権を握り、その一年後に実権を握ったという誤り

ジロンド派追放とジャコバン派の権力については、この教科書はつぎのように書いている。

「1793年6月、マラー、ダントン、ロベスピエールらを指導者とするジャコバン派は、ジロンド派を議会から追放し、国民公会の実権をにぎった。ジャコバン派は事実上の政府であった公安委員会によって、封建的土地所有の無償廃止、直接普通選挙制、革命暦、メートル法、カトリック廃

21 同書 293ページ。

止、国民教育制度、国民皆兵など各方面に革新的政策を断行した<sup>22</sup>。ここで、「ジャコバン派」が国民公会の実権をにぎったというが、その一年前に、「ジャコバン派が主導権をにぎり」といっているので、「主導権」をにぎることと、「実権」をにぎることはどちらがうのかという疑問がだされるはずである。この疑問には、正確に答えられないはずである。

実際には、国民公会においてはジロンド派と平原派とジャコバン派（山岳派）があり、ジャコバン派（山岳派）はまだ国民公会の主導権をにぎることができなかった。国民公会の主導権をにぎるためには、1793年6月の事件がなければならなかった。このときにジロンド派が追放され、平原派の議員は群集の圧力を恐れて発言を控えるようになり、結果的に、ジャコバン派（山岳派）が権力に到達できた。

#### 5. ダントンの役割について古い歴史観の誤りを借用している

ただし、この運動をマラ、ダントン、ロベスピエール3人の役割に帰するのは、事実とちがう。そしてこの方法は、ひと昔前の概説書の水準のものであり、古い理論にもとづくものである。私の中学生時代には、この三人の名をひとまとめにして憶えさせられたものである。しかし、正確にいうと、ここからダントンの名を消すべきである。したがって、他の教科書では、ここにダントンの名はでてこなくなっている。

ダントンが群集をかきたてる役割を演じたのは、一年前の8月10日の事件の直前であり、そのときにダントンは革命の英雄になった。そこで、ダントンはジロンド派政権の法務大臣になり、ついでベルギー戦線への派遣委員になって軍隊を統制しながら、ジロンド派政権と行動をともにしていた。

ジロンド派追放の時点では、ダントンはジロンド派とのつながりや、汚職、公金横領の疑惑を打ち消すためにやっきになっていた。

22 『新世界史』改訂版、第一学習社、165ページ。

ジロンド派追放の時点で積極的に行動したのはマラとロベスピエールであり、さらに教科書の水準ではでてこないような、過激派と呼ばれる群衆の指導者であった。さらに、マラの役割についても、正確にいうと問題が出てくる。マラは7月初旬暗殺された。ジロンド派追放後約1カ月である。この間、マラはこれといった権力機関に参加していない。議員としての発言力は確かにあった。しかし、権力を握ったというには、地位も不十分であり、時期はあまりにも短かい、そこで、他の教科書からマラの名もしだいに姿を消すようになった。マラを書いているのは、それだけのこの教科書が、古い方法にもとづいていることを示すものである。

#### 6 封建的土地所有の無償廃止を公安委員会の仕事にする誤り

ジャコバン派は「事実上の政府であった公安委員会によって封建的土地所有の無償廃止その他を行った」というが、ここに二つの間違いがある。

公安委員会だけが事実上の政府ではなかった。これと並んで、保安委員会(警察)と財政委員会(大蔵省)があった。そして、財政委員会はいわゆるジャコバン派の握るものではなかった。

また、公安委員会が封建的土地所有の無償廃止を決定したという事実はない。公安委員会は執行機関であり、「無償廃止」は法令であるから立法権に属し、これは国民公会の仕事であった。かりにこの時点で無償廃止が実現されたとしても、それは公安委員会の仕事でもなく、ジャコバン派だけの仕事でもない。

また封建的土地所有の無償廃止はこの時点で実現されたのではなくて、一年前のフイヨン派打倒、国王権の停止、立法議会の解散を含む8月10日(1792年)の事件をめぐって実現したものであった。つまり、ジロンド派の政権が実現したものである。この点の間違いは、この教科書独自のものではなくて、他の教科書と同じ性質の誤りからくるものである。

7. ロベスピエール敗北の原因について見当違いの説明をしている。この教科書はつぎのように書いている。

「危機打開の施策は、人心をジャコバン派から引き離し、有産市民はもとより、小土地所有者となった農民も革命の進行を望まなかった。さらに、派内でも指導者間の争いはげしく、ついに1794年7月27日(革命暦テルミドール9日)独裁権をにぎっていたロベスピエールが逮捕され、ジャコバン派の勢力は急速に衰えた。

ジャコバン派の没落後、1795年に有産市民を代表する総裁政府が成立<sup>23</sup>。危機打開の施策が、人心をジャコバン派から引き離したというが、もともと危機打開の施策は、群集の圧力をうけてやむをえず実施したものであり、実施した以上、ある種の人心を満足させ、それを政府支持の側に引きつけた。そうでなければ、政府が危機打開の施策を行うはずがない。その点、この教科書は支離滅裂なことを書いている。

ただし、そうした非常手段によって打撃を受け、迷惑をかけられる階層はあった。たとえばこの教科書に書いてある「最高価格法」<sup>24</sup>の発動は、消費者としての小市民、貧民の支持をうけることはできるが、商人の支持を失なうことはたしかである。したがって、人心とは何を言うかを定義してかからなければ、あいまいな表現になってしまう。

つぎの「小土地所有者となった農民」の表現は、他の教科書と同じく誤りである。フランス革命によって、多くの土地なしの貧民が小土地所有者になった事実はない。この教科書では、小土地所有者となるための政策が「封建的土地所有の無償廃止であり」、それがジャコバン派の政策であったかのように書いてあるが、以前に何回も説明したように、封建的土地所有

23 同書 165ページ。

24 同書 165ページ。



の無償廃止は、土地のない農民に土地を与えたというような効果を発揮したわけではなかった。

8 ジャコバン派没落後どの党派が権力を握ったかについてあいまいにしている

ジャコバン派の没落後、有産市民を代表する総裁政府が成立したという。総裁政府が有産市民を代表していたと書くのは正しい。ただ、「ジャコバン派」とか「ジロンド派」は党派であり、有産市民は、院外でその党派を支える社会勢力であるから、これを直接国民公会につないでしまうと、「ジャコバン派」の没落後、国民公会で議員の集団としての平原派が権力を安定させたという事実がわからなくなるという欠点がある。

### III 付録 この論文に関係する教科書の原文

絶対主義の基礎 封建社会の変質にともなって諸侯の権力が衰えたとき、それにかわる国王の権力の伸長を支持したのは都市の大商人などであった。16世紀以降、海外貿易が急速に発展すると、大商人たちは、海外市場をめぐる争いに勝つためにも強力な国家権力のうしろだてを必要とした。かれらは、ますます王権と結びつきを強め、国王の保護をうけるかわりに、国王の必要とする資金を調達したり、有能な官僚を供給したりした。絶対主義の主要な基盤の一つは、これらの大商人や金融業者であった。

他方、諸侯や領主などの貴族たちは、1人ひとりの力ではその領地の支配を維持することができなくなり、農民の反抗をおさえるためにも、集中化された政治権力を必要とするようになった。そこで、貴族たちは、その政治的な支配権を最高の貴族たる国王にゆだね、そのかわりに、貴族としての身分的な特権（免税特権など）や領主としての権利（農民からの年貢

徴収権など)を国王によって保障してもらい、あるいは、宮廷で国王に仕えて利益をあたえられるようになった。したがって、国王は、身分制や領主制を維持するかぎり、貴族たちを服従させてその支持をとりつけることができた。こうして、絶対主義は、大商人層と貴族層とがそれぞれの立場で国王を支持したところになりたっていたのであり、その基礎のうえに、国王は、官僚制と常備軍をととのえて強力な中央集権的統治体制をうちたてた。

旧体制の危機 一般に旧体制(アンシャン・レジーム)とよばれる革命前のフランス社会では、身分制と領主制がなお強固に存続していた。第一身分(聖職者)と第二身分(貴族)は、免税などの特権をもつとともに重要な官職を独占し、しかも、その多くは領主として農民から年貢などの貢租を徴収していた。これに対して、第三身分(平民)のなかでは、商工業市民層(ブルジョワジー)がしだいに経済的に有力になって特権身分との対立を深めつつあり、また、国王の徴収する租税と領主の徴収する貢租との二重の負担に苦しむ農民も、旧体制への反乱を強めつつあった。

18世紀のフランスでは、あいつぐ戦争や、宮廷で王をとりまく貴族に支給する年金の増大などによって財政が窮迫し、とくに、アメリカ独立戦争への介入によって財政状態は急速に悪化した。そこで、国王ルイ16世は、チュルゴーやネッケルを起用して財政改革をくだしたが、貴族たちは、特権身分への課税をふくむ財政改革案を拒否して、1615年からひらかれていなかった三部会の召集を要求した。こうして、王権に対する貴族の反抗が革命の導火線となった。

1789年 1789年5月にベルサイユでひらかれた三部会では、採決方法をめぐって特権身分と第三身分とが対立し、第三身分の代表たちは、みずからを国民議会と称して憲法の制定まで解散しないことを誓った(球戯場の誓い)。やがて特権身分からもこれに同調するものがふえて3部が合流し、

7月9日、国民議会は憲法制定会議と改称して憲法の作成にとりかかった。

ところが、保守的な貴族に動かされた国王が武力で議会をおさえようとしたので、パリの民衆は7月14日に蜂起してバスチーユ牢獄を占領し、また、全国各地で農民が蜂起して領主の館をおそうにいたった。こうして民衆と農民が登場してくるに及び、議会は、事態をおさめるために、8月4日に封建的、身分的諸特権の廃止を決議し、26日に人権宣言を発表した。これは、人間の自由、権利の平等、主権在民、所有権の不可侵など近代市民社会の原理を明らかにし、旧体制の崩壊を確認したものである。国王はなおも抵抗したが、10月に民衆がベルサイユにおしかけて国王と議会をパリに移したため、国王もそれまでの改革を承認した。

立憲王政から共和政へ そのころ議会で有力であったのは、ミラボーやラファイエットらの自由主義的な貴族と、上層市民を代表する立憲王政派であった。かれらの手で、ギルドの廃止や商品取引の自由などブルジョワジーに有利な改革がすすめられ、財政再建のために教会財産の没収も実現された。そして、1791年9月に制定された憲法では、一定額の租税を支払う有産者だけが参政権をもつという制限選挙制が定められて、有産者の支配する立憲王政が樹立された。

これよりさらに、1791年6月に、国王一家が国外に逃亡をはかってパレンヌで発見され送還されるという事件があり、事態を憂慮したオーストリア皇帝は、プロイセン王とともにビルニッツ宣言を発してフランス革命に干渉しようとした。新憲法にもとづいて選ばれた立法議会では、保守的なフイアン派と商工業市民を代表するジロンド派とが対立していたが、1792年にはいって内外の情勢が緊迫すると、主導権をにぎったジロンド派は、戦争によって事態を打開しようと、同年春、オーストリアに宣戦した。オーストリア・プロイセン連合軍の侵入に対して、フランス軍は敗北を重

ね、祖国が危機にひんしたとき、全国から義勇兵がパリに集った。国王が外敵と通じるのをおそれたパリの民衆と義勇兵は、8月10日にチュイルリー王宮を襲撃し、議会は王権の停止を宣言した。9月には、普通選挙による国民公会が召集され、王政は廃止されて共和政になり（第一共和政）、同じころ、フランス軍はバルミーの戦いではじめて連合軍をやぶることができた。

国民公会では、保守化したジロンド派と、民衆や農民の力をかりて革命を貫徹しようとするジャコバン派とが対立していた。はじめはジロンド派が優勢であったが、ロベスピエールやダントン、マラーらのひきいるジャコバン派は、議会外の民衆とむすんでしだいに優位にたち、1793年1月には国王ルイ16世を処刑して、革命をさらにすすめようとした。

ジャコバン派の独裁 1793年の春、攻勢に転じたフランス軍に脅威を感じたイギリスが参戦し、やがてフランス包囲の第1回対仏大同盟ができたので、国民公会は徴兵制をしいて列強とたたかうことになった。国内では、王党派の扇動によって各地で反革命の内乱が生じ、物価騰貴と食糧不足による民衆の不満も高まった。この危機にさいして、ジャコバン派は、民衆の力をかりて国民公会からジロンド派を追放し（1793年6月）、中央集権的な独裁体制をしいて内外の敵にあたることにした。

ジャコバン派の支配する国民公会は、それまで残存していた領主の年貢などをすべて無償で廃止するとともに、教会や亡命貴族の所有地を競売に付して市民や農民の所有地をふやし、最高価格法などの経済統制によって民衆の生活の安定をはかり、直接普通選挙などの民主的な内容をもつ新憲法（ジャコバン憲法）を制定した。

しかし、非常事態のもとで憲法の実施は延期され、国民公会内の公安委員会や保安委員会に権力を集中する革命政府が組織された。そして、革命裁判所の即決裁判で王党派やジロンド派などがつぎつぎに断頭台（ギロチ

ン)に送られ(いわゆる恐怖政治)、さらに、公安委員会を指導するロベスピエールは、革命をあやうくすると思われた左派のエベールや右派のダントンなどをも処刑するにいたった。このような事態をみて、経済統制をきらう有産市民は、革命の進行に強い不安を感じはじめた。そして、戦況の好転によって独裁権力そのものが不必要になったとき、国民公会内のグーデタによってロベスピエールは倒された(1794年7月、共和暦テルミドールの反動)。

革命の終結 勢力をもち返した保守派は、1795年に憲法を制定して、制限選挙制にもとづく2院制の議会と5人の総裁からなる総裁政府を樹立した。<sup>25</sup>

1791年6月、国王一家のバレンヌ逃亡事件がおり、国王に対する国民の不信感が高まり、共和派が台頭した。この間、立憲王政を認める憲法が制定され、立法議会が召集されたが、有産市民を背景とするジロンド派に対抗して、小市民や農民・労働者を支持層とするジャコバン派は王政廃止を公然と論じた。各国君主は革命の波及を恐れ、とくにオーストリアは革命に干渉しようとした。これはかえってフランス人の愛国心を高め、ジロンド政権は、1792年4月、機先を制してオーストリアに宣戦した。祖国の危機に全国各地の義勇軍は戦線に向い、パリの民衆は8月いっせいに蜂起して国王を捕え、王権を停止した(8月10日事件)。立法議会は解散し、9月普通選挙による国民公会が成立した。同じころ、フランス義勇軍はベルミーの戦いで最初の勝利をおさめた。

国民公会はただちに王権を廃止、共和政の樹立(第1共和政)を決議し、やがてジャコバン派が主導権をにぎり、ついに1793年1月、ルイ16世を断頭台に送った。国王の処刑と革命軍の進出は列国を驚かし、イギリス首相ピットの提唱で第1回対仏大同盟がつくられ、フランスは全ヨーロッパ

25 『世界史』改訂版、実教出版社、164-165、212-217ページ。

パを敵とすることになった。国内でも王党派の反乱があり、議会ではジロンド派とジャコバン派が争い、フランスは内外の危機に直面した。ジャコバン政権とその没落 1793年6月、マラー・ダントン・ロベスピエールらを指導者とするジャコバン派は、ジロンド派を議会から追放し、国民公会の実権をにぎった。ジャコバン派は事実上の政府であった公安委員会によって、封建的土地所有の無償廃止、直接普通選挙制、革命暦、メートル法、カトリック廃止、国民教育制度、国民皆兵など各方面に革新的政策を断行した。しかし、反対派の策動は絶えなかったため、革命裁判所を設け、政敵を断頭台に送り、王妃マリー=アントワネットも処刑した(恐怖政治)。また、紙幣乱発による物価騰貴をおさえるための最高価格法も発動した。危機打開の施策は、人心をジャコバン派から引き離し、有産市民はもとより、小土地所有者となった農民も革命の進行を望まなかった。さらに、派内でも指導者間の争いがはげしく、ついに1794年7月27日(革命暦テルミドール9日)独裁権をにぎっていたロベスピエールが逮捕され、ジャコバン派の勢力は急速に衰えた。

ジャコバン派の没落後、1795年に有産市民を代表する総裁政府が成立。<sup>26</sup>